

日本鍼灸マッサーヂ協同組合第8回研修会

# 労災保険特別加入制度について

日本鍼灸マッサーヂ協同組合  
理事長 高野 広行

令和4年4月、鍼灸マッサージ師も  
労災保険に 特別加入 できるよう  
になりました！

業界4団体は鍼灸マッサージ師も労災保険特別加入制度に入ることができるよう、要望を続けてきました。  
結果、ついに法律が改正され、私達も労災保険に特別加入できるようになりました。

この制度は私達あはき師が勝ち取った権利です

# 労災保険特別加入制度とは

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でもその業務の実情、災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。

これが、特別加入制度です。

# 対象となる方

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく  
「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」の資格をお持ちの方

## 従業員を雇っていない方

令和4年4月1日より「一人親方その他の自営業者」として特別加入することができます

※労働者を使用している場合でも一年間に100日未満であれば特別加入することができます

## 従業員を雇っている方

これまで同様 事業場の規模次第で「中小事業主」として対象となります。

具体的には常時使用している労働者が100人以下の場合には、中小事業主として特別加入することができます。

その場合は、以下の二つの条件を満たし所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要です

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

# 労災保険特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、  
仕事中や通勤中のけが、病気、障害  
または死亡した場合、補償を受けられます。

労災保険は国が運営する保険制度



保険料が安く、手厚い補償が魅力



# 主な補償内容

- 療養（補償）給付
- 休業（補償）給付
- 障害（補償）給付
- 遺族（補償）給付

# 療養（補償）給付

治療費はすべて無料！

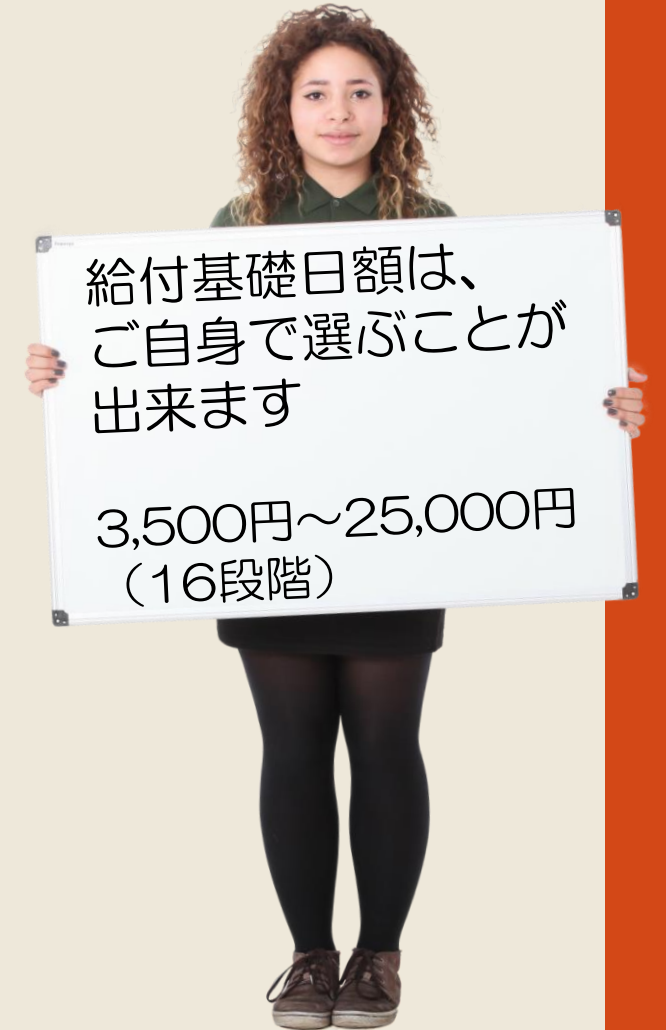


# 休業（補償）給付

休業の4日目以降から仕事に復帰するまでの期間、  
1日につき給付基礎日額の80%が支給されます

例) 給付基礎日額10,000円で加入し、60日休業した場合

$$10,000\text{円} \times 80\% \times 57\text{日} = \underline{456,000\text{円}}$$



給付基礎日額は、  
ご自身で選ぶことが  
出来ます

3,500円~25,000円  
(16段階)



# 障害（補償）給付

傷病が治癒し身体に障害が残った場合、その障害の度合いにより年金または一時金として支給される

障害等級 1級～7級      ・ ・ ・      年金と一時金  
障害等級 8級～14級    ・ ・ ・      一時金

例) 給付基礎日額10,000円で加入した場合

1級障害    ・ ・ ・    障害年金313万円 + 特別一時金342万円

14級障害   ・ ・ ・    障害一時金56万円 + 特別一時金8万円

[障害等級表 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken03/>

# 遺族（補償）給付

死亡に至った場合、死亡当時その労働者の収入によって生計を維持されていた一定の遺族に対して、年金または一時金として支給。  
年金は遺族の人数に応じて異なります。

例）給付基礎日額10,000円で加入していた場合

受給資格者1名の場合※・・・年金175万円 + 特別一時金300万円

受給資格者4名の場合・・・年金245万円 + 特別一時金300万円

※遺族年金受給資格者1名時の給付額は55歳以上または一定の障害状態にある妻が受給者の場合の金額を表示しています

葬祭料 615,000円 も支給されます。



# 加入に必要な金額（4月から加入する場合）

協同組合への出資金<sup>(※)</sup> 10,000円

(※) 初回のみ。すでに出資済の方は必要ありません。



手数料 全鍼師会会員 500円  
(月額) 一般あはき師 600円



年間保険料（右の表参照）

## 給付基礎日額と年間保険料


給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 B×保険料率（3/1,000）
25,000	9,125,000	27,375
24,000	8,760,000	26,280
22,000	8,030,000	24,090
20,000	7,300,000	21,900
18,000	6,570,000	19,710
16,000	5,840,000	17,520
14,000	5,110,000	15,330
12,000	4,380,000	13,140
10,000	3,650,000	10,950
9,000	3,285,000	9,855
8,000	2,920,000	8,760
7,000	2,555,000	7,665
6,000	2,190,000	6,570
5,000	1,825,000	5,475
4,000	1,460,000	4,380
3,500	1,277,500 <sup>(注)</sup>	3,831

(注) 保険料算定基礎額に千円未満の端数が生じるときは端数を切り捨てます

# 労災特別加入12月1日からの加入分受付中です！

## 支払金額の例

全職会員で、協同組合に出資していない先生が12月から、「給付基礎日額10,000円」の労災特別加入を利用する場合



12月から加入するには  
**11月15日まで**  
にお申込みをお願いします！

協同組合への出資金  
10,000円

+

手数料2,000円（4ヵ月分）のところ、今年度は  
キャンペーン割引ー2,000円（4ヶ月分）適用で、  
手数料0円

+

4ヶ月分保険料 3,650円

**合計支払金額 13,650円**

日額	12月加入
3,500	1,277
4,000	1,460
5,000	1,825
6,000	2,190
7,000	2,555
8,000	2,920
9,000	3,285
10,000	3,650
12,000	4,380
14,000	5,110
16,000	5,840
18,000	6,570
20,000	7,300
22,000	8,030
24,000	8,760
25,000	9,125

# 加入方法

協同組合ホームページにアクセス <https://jammk.net>



労災保険特別加入のバナー



をクリック

「労災保険特別加入のお申し込みフォーム」に必要事項を記入して

送信

協同組合から労災特別加入に必要な金額や振込先等の案内メールが届きますので、お手続きをお願いいたします

申し込み完了！

# 実際の事故事例

車いすの患者様をベッドに移乗する際、患者様がバランスを崩しそうになり、それを支えるために手首を捻挫した。





# 想定される事例

## ・ 往療での移動中に交通事故にあった

交通事故の場合、労災保険か自賠責保険のどちらを優先的に利用するか選ぶことになりますが、 場合によっては労災の方が有利になるケースもあります。

# 労災保険のまとめ ～特徴～

- 国が運営している公的な保険だから確実
- さまざまな給付がある保険だから安心

療養給付 休業給付 障害給付 傷病年金  
遺族給付 葬祭料 介護給付

- 手厚い給付なのに保険料が安い

今までの例で示した給付基礎日額10,000円は  
一日あたりの掛け金はたったの30円です！





# 労災保険のまとめ ～加入する目的～

## ・安心して治療や療養をするため

治療代や薬代も国が全額払ってくれます



## ・自分や家族を経済的に守るため

仕事中に起きたケガで仕事が出来なくなると大変です  
労災保険は給付基礎日額を決めて加入できます  
万が一、仕事ができない状態になっても医療費以外に  
国から給付があるから安心です



# 12月は一番事故の多い月

12月は交通事故、死亡事故の一番多い月です

この機会に労災保険に加入して、万が一に備えませんか？

まだ間に合います

今なら全鍼師会会員は会費無料で加入できます

もう迷う必要はありません

11月15（火）15時まで





ご清聴ありがとうございました

